府令・省令

内閣府令、総務省令、公正取引委員会規則、個人情報保護委員会規則、文部科学省令、法務省令、財務省令、厚生労働省令、農林水産省令、国土交通省令、環境省令、第二号
経済産業省令、原子力規制委員会規則

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十六条第一項並びに生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）第六条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉
公正取引委員会委員長　古谷　一之
個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する命令

内閣府令、総務省令、公正取引委員会規則、個人情報保護委員会規則、文部科学省令、法務省令、財務省令、厚生労働省令、農林水産省令、国土交通省令、環境省令、第一号）の一部を次のように改正する。

生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年文部科学省令、経済産業省令、内閣府令、総務省令、公正取引委員会規則、個人情報保護委員会規則、財務省令、厚生労働省令、農林水産省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則）

様式第十九、様式第二十三、様式第三十及び様式第三十三中「代表者の氏名　印」を「代表者の氏名」に改める。

様式第三十七中「代表者の氏名　印」を「代表者の氏名」に、「に規定」を「の規定」に改める。

様式第四十二、様式第四十五及び様式第四十六中「代表者の氏名　印」を「代表者の氏名」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

内閣府令、経済産業省令第八号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志